京都府保健福祉部生活衛生室 御中

平成19年度京都府食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会

専務理事 小峰耕二

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

電話:075-251-1551

[1] 提出意見を反映した点などについて評価できること

- (1)「京都府食品衛生監視指導計画案」が公表され、これにたいする府民意見の募集がおこなわれ、その意見を反映して「計画」を策定するという取り組みがはじまって、今年で4年目をむかえます。
- (2) 食品の安全性の確保については、2003年に制定された食品安全基本法にのべられているように、国および都道府県等に監視指導等の施策を総合的に策定し、実施する責務があること、食品関連事業者に第一義的な責務があることとあわせて、消費者も知識と理解をふかめ、行政施策に意見を表明するよう努めるなど積極的な役割をはたすことが期待されております。
- (3) 当会も京都府内において活動する団体として、この間、「京都府食品衛生監視指導計画案」にたいする意見を提出してきました。平成16年次・平成17年次・平成18年次もふくめてふりかえるならば、主として、以下の点にかんし、提出した意見が「計画」および「計画にもとづく執行」に反映されたことについて、評価するものです。
 - ①まず、前提的な認識となりますが、一昨年「京都府食の安心・安全推進条例」が制定され、 平成19~21年度の「行動計画」が策定されたこと。京都府の食の安心・安全課題にかん する「施策体系」があきらかにされ、このなかでしめる「食品衛生監視指導計画」の位置・ 役割がより明確になったと思います。
 - ②監視指導の「実施体制と実施機関の役割」および関係機関や庁内関係部局との「連携の確保」について、明記されるようになったこと。
 - ③食品「表示」にかんする監視指導の強化について、明記されるようになったこと。
 - ④「違反食品等発見時の対応」について、調査報告のフローが添付・明記されるようになったこと。
 - ⑤自主回収報告制度の導入、意見交換会の実施やホームページの充実などリスクコミュニケー ションの進展など。
 - ⑥平成17年度より「京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」が公表されたこと。
- (4) こんごもパブリックコメント実施にあたっては、提出された意見について、より積極的にうけとめていただいて、「計画」に盛り込んでいただけますよう、要望いたします。
- (5) なお、「平成16年度京都府食品衛生監視指導計画の実施結果」「平成17年度京都府食品衛生監視指導計画の実施結果」および「平成18年度京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」が公表されていますが、ていねいな結果報告となっており、こんごの課題認識に役立つ

ものとなっていることもあわせて評価するものです。情報の開示を土台に、府民との意見交換をすすめるなかで、「P-D-C-A」のマネジメント・サイクルをできるだけ迅速なかたちで回すというスタイルは、食の安全の分野にかぎらずあらゆる分野で、きわめて「ベーシックな行政作業」スタイルとなってくることでしょう。みなさまの、このような実践の積み重ねのなかで「府民の安心感」は確実に創出されていると考えておりますので、このことをぜひ、みなさまの確信にしていただき、ひきつづきご努力をいただけますよう、お願い申し上げます。

[2] 今回あらたに記載された点について評価できること

- (1)「基本的方向と重点的取組」
 - ①「HACCP施設などに対する自主衛生管理状況の確認」を重点的な取組としたこと。
 - ②「ノロウイルスによる食中毒予防対策の強化」を重点的な取組としたこと。
- (2)「監視指導の実施方法」
 - ①加工食品などの監視指導項目に「期限切れ原材料使用など不適切な管理状況の指導」が記載 されたこと。
 - ②BSE対策については、全頭検査の実施及び特定危険部位除去の確認を継続するとしたこと。
 - ③適正な食品表示を推進するため、食品事業者むけのテキストの作成や、食品表示ハンドブックの改訂をおこなうとしたこと。

[3] 平成19年度「計画」に盛り込むべきであると思われること

- (1)「基本的方向と重点的取組」
 - ①内容から読みとれないわけではないものの、平成18年度計画の実施結果のふりかえりもふまえながら、平成19年度計画策定にあたっての基本的な考え方と重点について、ていねいに記述していただきたいと思います。「案」は簡潔にすぎて、府民にとってはわかりにくいものになっているのではないでしょうか。

(2)「実施体制」

- ①昨年次に「国及び他の都道府県などとの連携」の末尾に「年2回「監視指導計画連絡調整会議」(仮称)を開催します」を追加してくださいとの意見を提出しました。近畿農政局が事務局となり、「近畿地域食の安全・安心行政推進会議」が設置され、本府も構成メンバーとなっていると聞いていますし、また大阪検疫所の主催による「輸入食品の安全確保に関する監視指導連絡会」や群馬県が事務局となっている「全国食品安全自治ネットワーク」に本府が参加していると聞いています。であれば、「計画」に明示してはいかがでしょうか。
- ②「図」中、「国(厚生労働省)」となっていますが、農林水産省および近畿農政局なども入るのではないでしょうか。
- (3)「計画の実施方法」
 - ①平成18年度の「検体数」「検査項目数」との増減について明記してください。
 - ②2003年8月29日付第301号『厚生労働省告示』は、「(収去検査実施) 計画においては、 保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の検体採取機関ごとの年間の収去予定数及び保 健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、登録検査機関等の試験検査実施機関ごとの年間の試

験検査実施予定数を定める」としていますので、検体採取機関・試験検査実施機関の計画を ふくめての「収去検査計画」として再構成してください。

③「4」に、以下を追加してください。昨年次も同様の意見を提出しましたが、当方の意見の 主旨は「収去の具体的な方法についての規定」をもとめている点にありますので、よろしく、 再考のほど、お願いします。

(「4) 収去方法

収去にあたっては、違反を発見した場合の対応が可能となるよう、生産者・製造者および加工業者・輸入者等の関係者にかかわる情報を確認するほか、段ボール等に記載された製造日、ロット番号等、履歴追跡を可能とするために必要な情報を記録します。」

(4)「事件・事故発生時の対応」

①「1 (3)」下線部を追加してください。昨年次も同様の意見を提出し、本府からは「原因等の評価は困難な場合が多い」との考え方が出されていますが、当方の意見の重点は違反者を罰することじたいにあるのではなく、「改善されたかどうか」という点にあります。よろしく、再考のほど、お願いします。

「重大な違反事例や行政処分事例は、事業者名、対象食品名、措置内容<u>、違反原因および改</u>善状況などについて、随時公表します」

以上